

令和7年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③精算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費無償化事業	①物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するため、小中学校等における学校給食費を支援する。 ②負担金 ③食材費×人数×給食実施日数(千円未満切捨て) 小学校(低学年)269.94円×371人×185日=18,527,000円 小学校(中学年)280.05円×403人×185日=20,879,000円 小学校(高学年)290.16円×414人×185日=22,223,000円 中学校 340.38円×588人×180日=36,025,000円 特別支援教育奨励費による補助対象(千円未満切捨て) 小学校(低学年)134.97円×3人×185日=74,000円 小学校(中学年)140.02円×7人×185日=181,000円 小学校(高学年)145.08円×6人×185日=161,000円 中学校 170.19円×10人×180日=306,000円 やむを得ない事由により給食の提供を受けられない児童・生徒分(千円未満切捨て) 中学校 340.38円×2人×180日=122,000円 特定財源 86,185千円(都補助金:公立学校給食費負担軽減事業補助金49,249千円、東京都市町村総合交付金36,936千円) ④羽村・瑞穂地区学校給食組合(公立学校に通う児童・生徒分であり教職員分は含まれない)	R7.4	R8.3
2	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育所等物価高騰臨時対策事業	①物価高騰の影響額を利用者に転嫁できない保育所等を支援する。 ②食材料費及び光熱費の高騰分 ③在籍児童数に対する補助:1,284人×864円=1,109,376円 ④町内公立保育所	R7.4	R8.3
3	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	幼稚園等物価高騰臨時対策事業	①物価高騰の影響額を利用者に転嫁できない幼稚園を支援する。 ②食材料費及び光熱費の高騰分 ③在籍児童数に対する補助:1,934人×864円=1,670,976円 一時預かり事業に対する補助:30人×35円=1,050円 ④町内幼稚園	R7.4	R8.3
4	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害者福祉施設等物価高騰緊急対策事業	①物価高騰の影響額を利用者に転嫁できない障害福祉サービス事業所等を支援する。 ②4月～9月の光熱費・燃料費の高騰分(基準額と実経費の安い方の額) ③基準額等は東京都が実施する民間事業所への補助事業に準ずる。 補助基準額 通所系サービス:定員×1,312円×6か月 40人×1,312円×6か月×1事業所=314,880円≒315千円 30人×1,312円×6か月×1事業所=236,160円≒237千円 20人×1,312円×6か月×1事業所=157,440円≒158千円 20人×1,312円×6か月×1事業所=157,440円≒158千円 訪問系サービス:15,800円 15,800円×2事業所=31,600円≒32千円 ④東京都の補助事業の対象とならない町立の障害福祉サービス事業所等6事業所	R7.4	R8.3
5	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	地域密着型介護サービス事業所等物価高騰緊急対策事業	①物価高騰の影響に直面する地域密着型の介護サービスを提供する事業所等を支援する。 (1)地域密着型通所介護サービス(デイサービス)において利用者を送迎する際に要した燃料費 (2)地域密着型認知症対応型共同生活介護(グループホーム)に入所している町に住所を有する方の食材料費及び光熱費等 (1)地域密着型通所介護サービス事業所:5か所 1,700円×4台×6月=40,800円≒40,000円 40,000円×5か所=200,000円 (2)認知症対応型グループホーム:1か所 3,907円×9人×6月=210,978円≒210,000円 ④東京都の補助事業の対象とならない事業所 6か所	R7.4	R8.3
6	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	コミュニティバス運行事業補助金	①物価高騰の影響を緩和し、地域に不可欠な交通手段を維持し、運行休止を避けるため運行経費の一部を補助する。 ②補助金 ③対象経費90,393千円 運行経費99,808千円-運賃等収入9,415千円 運行経費内訳 (1)人件費82,812千円(基本給230千円×10人×12月=27,600千円、賞与・手当等35,212千円) (2)燃料費10,723千円(軽油135円×236.682km/3.2(立法当たり/km)=9,985千円、油脂280円×236.682km/500(ℓ当たり/km)=132千円、軽自動車170円×39,181km/11(ℓ当たり/km)=606千円) (3)その他26,273千円(車両償却費4,497千円、諸税116千円、損害保険料955千円、修繕料4,600千円、道路占用料5千円、予備車730千円、一般管理費等15,370千円) 運賃等収入内訳 (1)運賃収入7,560千円(42,000人×180円) (2)その他1,855千円(定期券・回数券1,740千円、広告収入115千円) ④地域コミュニティバス運行事業所	R7.4	R8.3
7	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	私立学校給食費等保護者負担軽減事業	①物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するため、私立小中学校等における学校給食費を支援する。 ②給付金 ③給食費単価×人数×年額(11月) A私立学校等に通う児童・生徒 小学校(低学年)4,540円×10人×11月=499,400円 小学校(中学年)4,710円×1人×11月=51,810円 小学校(高学年)4,880円×8人×11月=429,440円 中学校 5,570円×42人×11月=2,573,340円 B区域外就学している児童・生徒 中学校 5,570円×4人×11月=245,080円 Cアレルギー、不登校等で給食費を徴収していない児童・生徒 小学校(低学年)4,540円×4人×11月=199,760円 小学校(中学年)4,710円×3人×11月=155,430円 小学校(高学年)4,880円×8人×11月=429,440円 中学校 5,570円×10人×11月=612,700円 A+B+C=5,196,400円 ④子育て世帯(私立学校等に通う児童・生徒分であり教職員分は含まれない)	R7.4	R8.3